

事業所調査結果概要

I 育児・介護休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者の有無別事業所割合

① 女性

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者（上記の期間に出産した者のうち令和5年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は87.6%と、前回調査（令和4年度86.7%）より0.9ポイント上昇した（図1, 付属統計表第1表）。

また、女性の有期契約労働者についてみると、在職中に出産した女性の有期契約労働者がいた事業所のうち、育児休業者がいた事業所の割合は83.8%で、前回調査（同75.4%）より8.4ポイント上昇した（表1, 付属統計表第2表）。

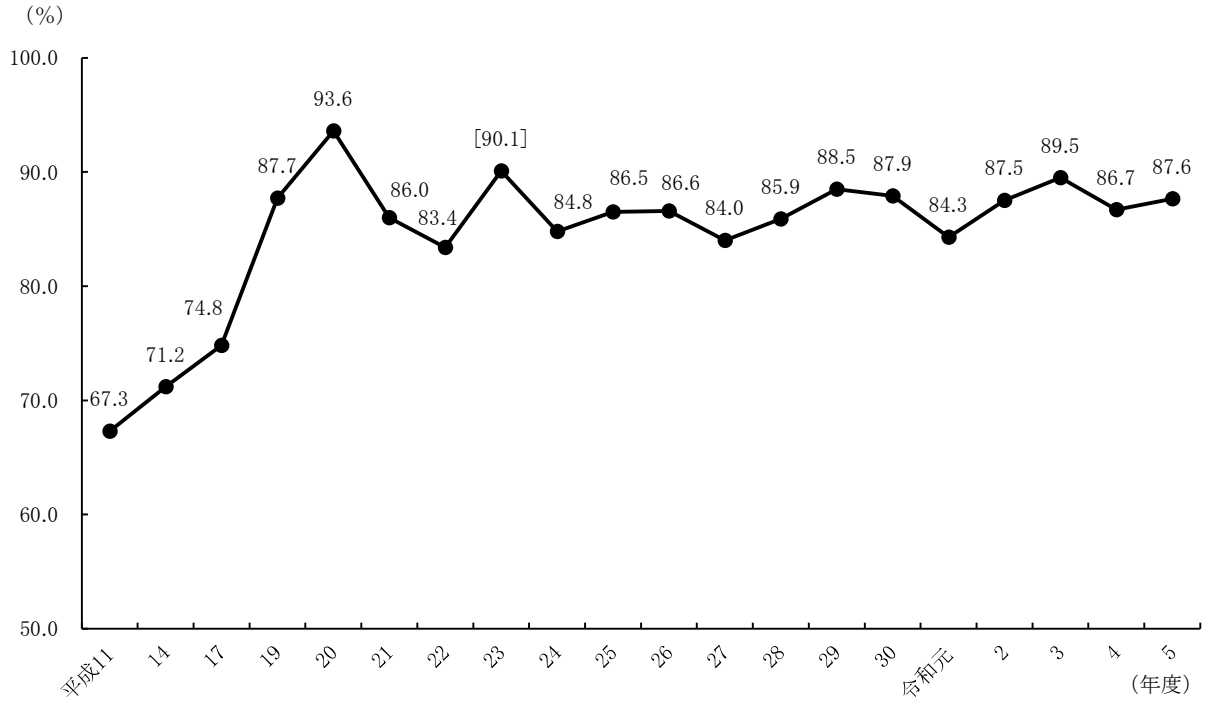
② 男性

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者（上記の期間に配偶者が出産した者のうち令和5年10月1日までの間に育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は37.9%と、前回調査（令和4年度24.2%）より13.7ポイント上昇した（図1, 付属統計表第1表）。

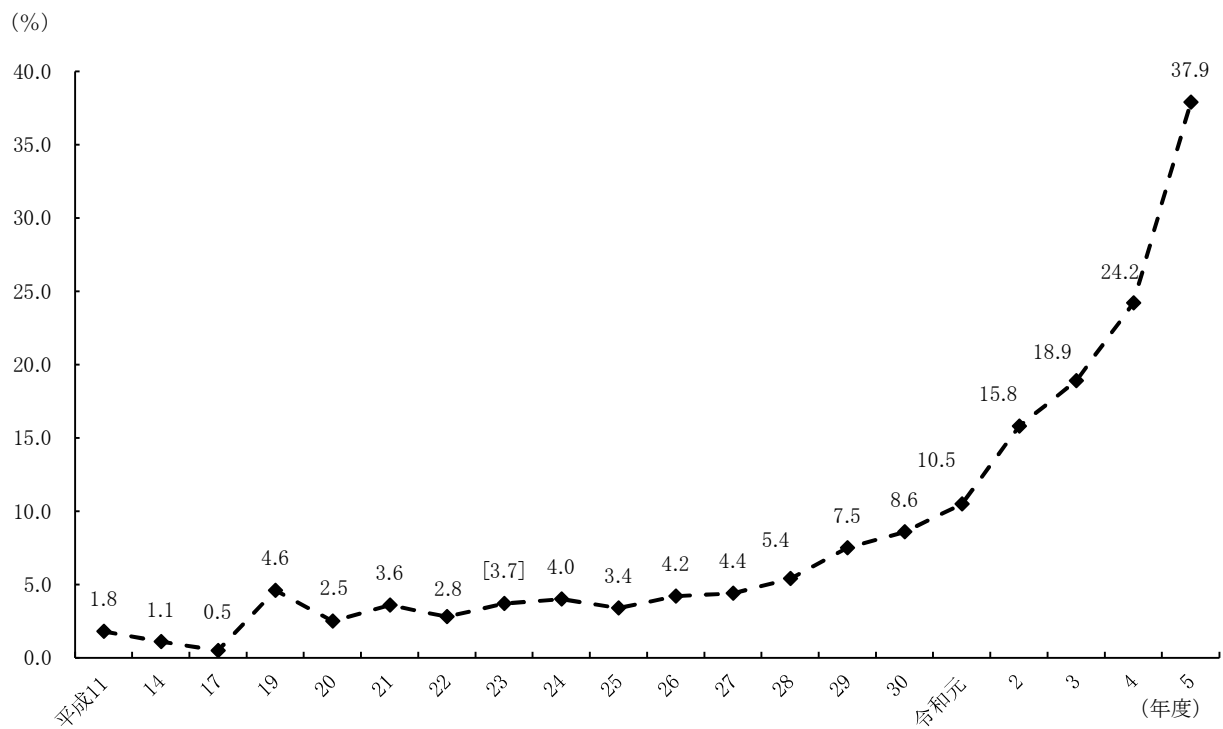
また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は30.0%で、前回調査（同11.2%）より18.8ポイント上昇した（表1, 付属統計表第2表）。

図1 育児休業者の有無別事業所割合

女性



男性



注: 平成 23 年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表1 有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

(%)

	女性				男性			
	出産者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし
令和3年度	100.0	87.2	81.1	18.9	100.0	86.4	15.3	84.7
令和4年度	100.0	80.5	75.4	24.6	100.0	71.8	11.2	88.8
令和5年度	100.0	93.2	83.8	16.2	100.0	83.9	30.0	70.0

注1：調査対象事業所のうち、調査前々年10月1日～翌年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者がいた事業所を100として集計した。

注2：「育児休業者」は、調査前々年10月1日～翌年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業（令和5年度調査には、産後パパ育休を含む。）を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

注3：「制度の対象となる有期契約労働者」とは、各調査時点では、①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること（令和4年4月からこの要件は廃止）、②子が1歳6か月になる日までに、労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと。

イ 育児休業者割合

① 女性

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和5年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は84.1%と、前回調査（令和4年度80.2%）より3.9ポイント上昇した（図2, 付属統計表第3表）。

また、同期間内に出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は75.7%で、前回調査（同65.5%）より10.2ポイント上昇した（表2, 付属統計表第4表）。

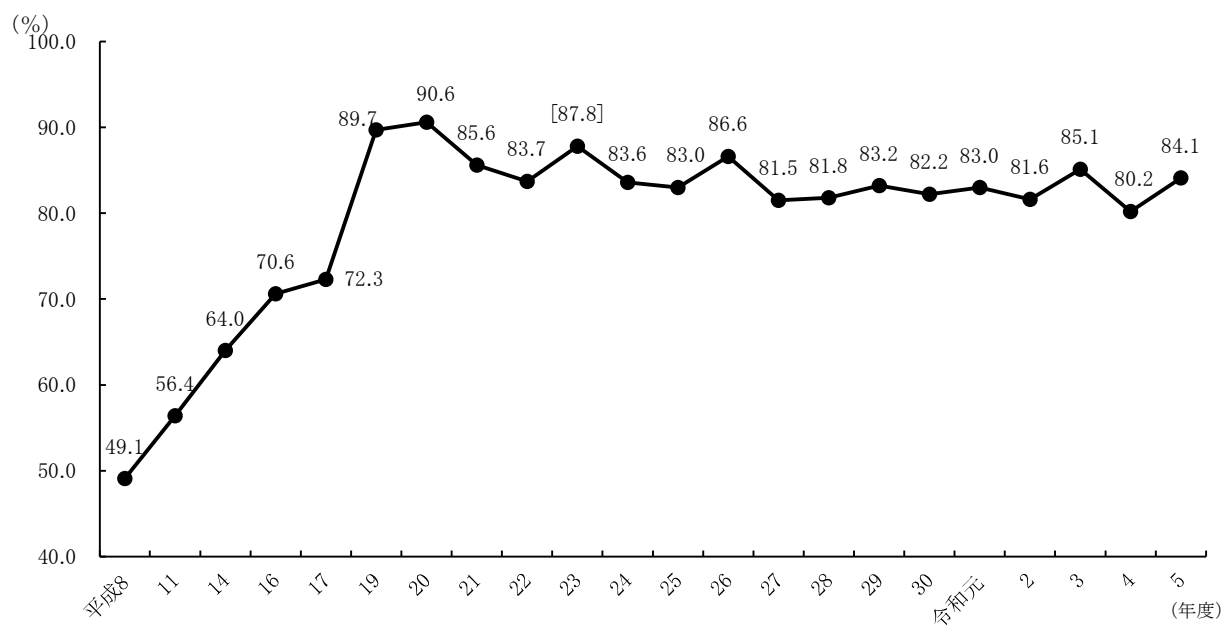
② 男性

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和5年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は30.1%と、前回調査（令和4年度17.13%）より13.0ポイント上昇した（図2, 付属統計表第3表）。

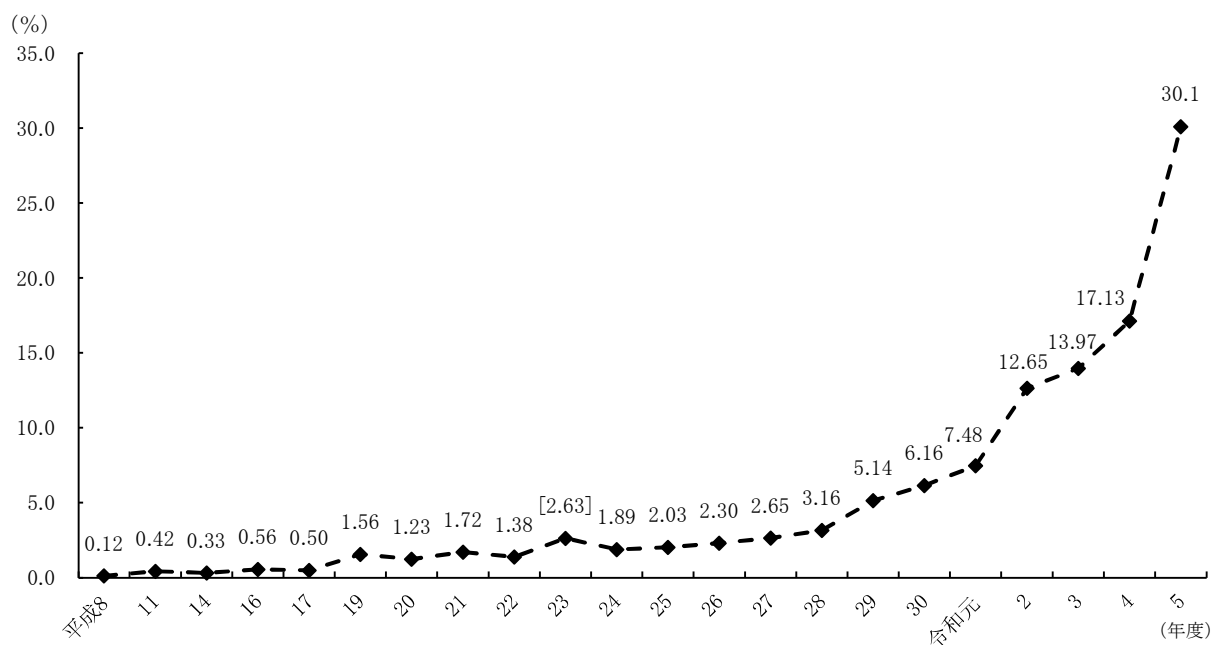
また、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は26.9%で、前回調査（同8.57%）より18.3ポイント上昇した（表2, 付属統計表第4表）。

図2 育児休業取得率の推移

(女性)



(男性)



注:平成 23 年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表2 有期契約労働者の育児休業取得率

(%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度
女 性	71.4	69.8	75.5	73.4	70.0	70.7	69.6	77.5	62.5	68.6	65.5	75.7
男 性	0.24	0.78	2.13	4.05	3.42	5.69	7.54	3.07	11.81	14.21	8.57	26.9

育児休業取得率＝ $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業(※1)を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)}の数}{\text{調査前年の9月30日までの1年間(※2)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

(※1)令和5年度は産後パパ育休を含む。

(※2)平成22年度までは、調査前年度1年間

(2) 育児休業終了後の復職状況

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に育児休業（産後パパ育休を含む。）を終了し、復職予定であった女性のうち、実際に復職した者の割合は93.2%（令和3年度93.1%）、退職した者の割合は6.8%（同6.9%）であった。男性については復職した者の割合は97.3%（同97.5%）、退職した者の割合は2.7%（同2.5%）であった（表3, 付属統計表第5表）。

表3 育児休業終了後の復職者及び退職者割合

(%)

	女性			男性		
	育児休業 取得者計	復職者	退職者	育児休業 取得者計	復職者	退職者
平成30年度	100.0	89.5	10.5	100.0	95.0	5.0
令和3年度	100.0	93.1	6.9	100.0	97.5	2.5
令和5年度	100.0	93.2	6.8	100.0	97.3	2.7

注1:「育児休業取得者」は、調査前年度1年間に育児休業（産後パパ育休を含む。）を終了し、復職予定であった者をいう。

注2:同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が期間を継続延長した場合は1人として計上した。

(3) 育児休業の取得期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に育児休業（産後パパ育休を含む。）を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「12 か月～18 か月未満」が32.7%（令和3年度34.0%）と最も高く、次いで「10 か月～12 か月未満」が30.9%（同30.0%）、「8 か月～10 か月未満」11.4%（同8.7%）の順となっている。

一方、男性は「1 か月～3 か月未満」が28.0%（令和3年度24.5%）と最も高く、次いで「5 日～2 週間未満」が22.0%（同26.5%）、「2 週間～1 か月未満」が20.4%（同13.2%）となっており、2 週間以上取得する割合が上昇している（表4, 図3, 付属統計表第6表）。

表4 取得期間別育児休業後復職者割合

(%)

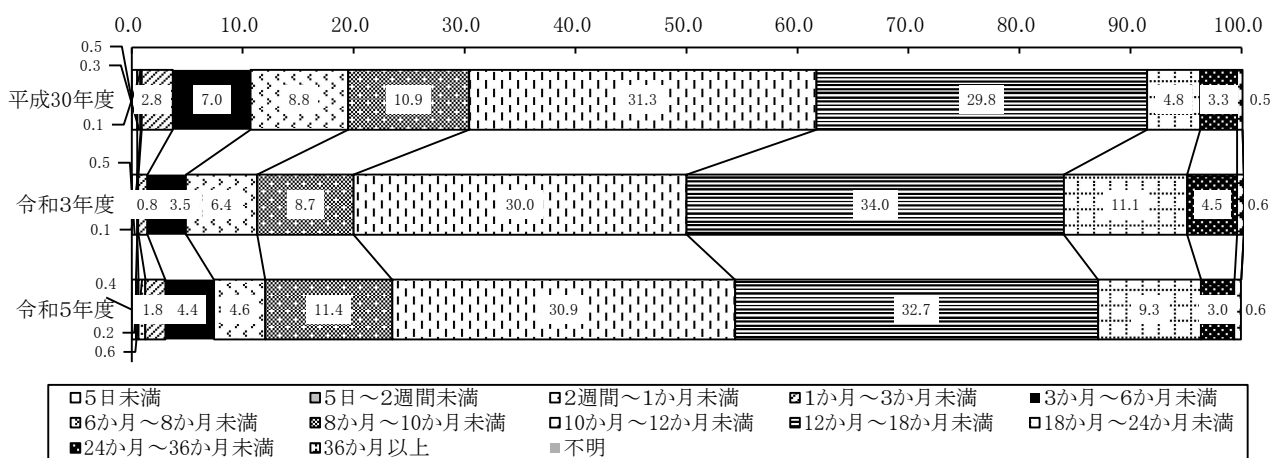
		育児休業後復職者計	5 日未満	5 日～2週間未満	2週間～1 か月未満	1 か月～3 か月未満	3 か月～6 か月未満	6 か月～8 か月未満	8 か月～10 か月未満	10 か月～12 か月未満	12 か月～18 か月未満	18 か月～24 か月未満	24 か月～36 か月未満	36 か月以上
女性	平成30 年度	100.0	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
	令和3 年度	100.0	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6
	令和5 年度	100.0	0.4	0.2	0.6	1.8	4.4	4.6	11.4	30.9	32.7	9.3	3.0	0.6
男性	平成30 年度	100.0	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	－	0.1	－
	令和3 年度	100.0	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	－
	令和5 年度	100.0	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	2.9	0.8	1.1	1.4	0.2	0.0	－

注:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業(産後パパ育休を含む。)を終了し、復職した者をいう。

図3 男女別、取得期間別育児休業後復職者割合

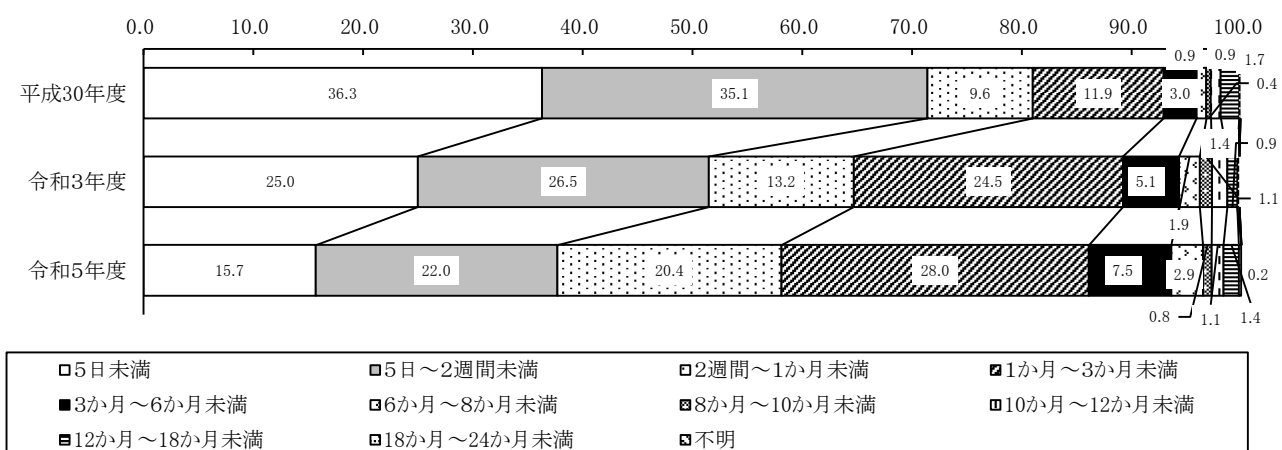
(女性)

(%)



(男性)

(%)



(4) 男性の育児休業・育児目的休暇の取得率の公表状況

男性の育児休業・育児目的休暇の取得率を公表している事業所は20.2%（令和3年度15.8%）となっている。事業所規模別に見ると、500人以上の事業所で65.7%（同25.9%）、100人～499人の事業所で37.3%（同24.4%）、30～99人の事業所で23.9%（同19.7%）、5～29人の事業所で18.8%（同14.3%）である（表5、附属統計表第7表）。

公表している事業所のうち、育児休業のみを算定対象としている事業所は53.4%（令和3年度60.9%）、育児休業と育児目的休暇の両方を対象としている事業所は43.2%（同37.7%）である（第6表、附属統計表第8表）。

表5 男性の育児休業・育児目的休暇の取得率の公表の有無別事業所割合（%）

	事業所計	公表あり	公表なし
令和3年度	100.0	15.8	84.2
令和5年度	100.0	20.2	79.7

表6 公表している男性の育児休業・育児目的休暇の取得率の算定対象別事業所割合（%）

	男性の育児休業・育児目的休暇の取得率の公表あり事業所計	育児休業のみを対象	育児休業と育児目的休暇の両方を対象	その他
令和3年度	100.0	60.9	37.7	1.4
令和5年度	100.0	53.4	43.2	3.4

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況

ア 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、利用可能期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は 67.2%と、前回調査（令和 4 年度 77.5%）に比べ 10.3 ポイント低下した（表 7，付属統計表第 9 表）。

産業別にみると、複合サービス事業（97.1%）、電気・ガス・熱供給・水道業（96.6%）、金融業，保険業（93.4%）において、制度がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第 9 表）。

規模別にみると、500 人以上で 98.0%、100～499 人で 95.4%、30～99 人で 84.8%、5～29 人で 63.0%と、規模が大きい事業所の方が制度がある割合が高い傾向にある（付属統計表第 9 表）。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の最長利用可能期間をみると、「3 歳未満」が最も高く 32.1%（令和 4 年度 38.1%）、次いで「小学校卒業以降も利用可能」が 30.5%（同 23.0%）、「小学校就学の始期に達するまで」が 17.2%（同 19.8%）となっている。制度がある事業所において、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は 60.7%（同 55.8%）で前回調査に比べて増加しているものの、全事業所に対する割合は 40.8%（同 43.3%）と、前回調査に比べ 2.5 ポイント低下した（表 7，付属統計表第 9 表）。

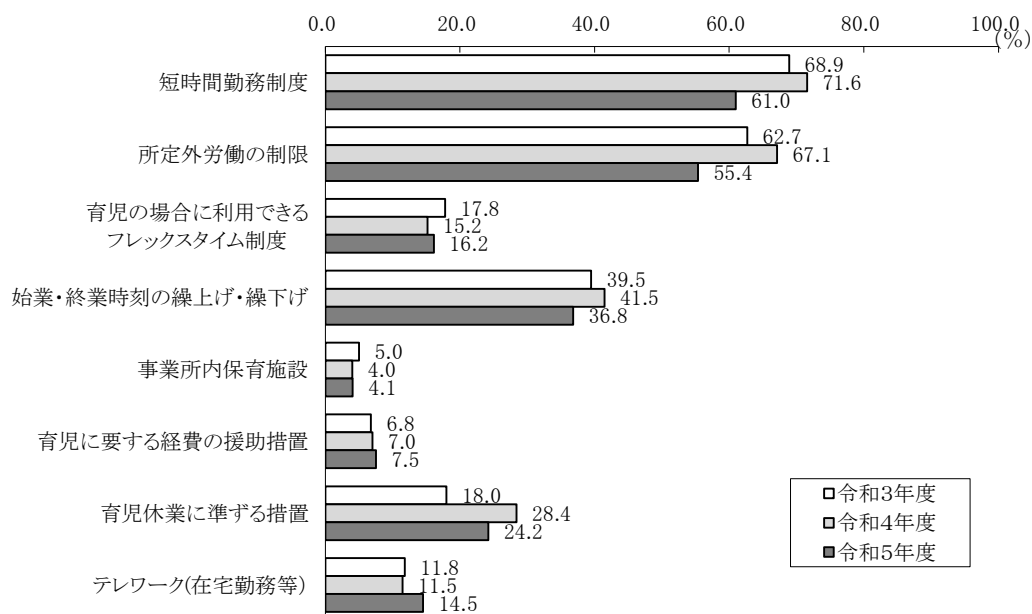
表 7 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合（%）

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間							制度なし	不明
			3 歳未満	3 歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校 3 年生（又は 9 歳）まで	小学校 4 年生～小学校卒業（又は 12 歳）まで	小学校卒業以降も利用可能	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上		
			①	②	③	④	⑤	⑥	③～⑥		
令和 3 年度	100.0	73.2 (100.0)	27.9 (38.1)	4.7 (6.4)	16.1 (22.0)	5.9 (8.0)	4.4 (6.0)	14.3 (19.5)	40.7 (55.5)	26.8	-
令和 4 年度	100.0	77.5 (100.0)	29.5 (38.1)	4.7 (6.1)	15.3 (19.8)	5.1 (6.6)	5.0 (6.5)	17.8 (23.0)	43.3 (55.8)	22.3	0.2
令和 5 年度	100.0	67.2 (100.0)	21.6 (32.1)	4.8 (7.2)	11.6 (17.2)	3.9 (5.8)	4.9 (7.2)	20.5 (30.5)	40.8 (60.7)	32.6	0.1

イ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の導入状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」61.0%（令和 4 年度 71.6%）、「所定外労働の制限」55.4%（同 67.1%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」36.8%（同 41.5%）の順で多くなっている（図 4，付属統計表第 10 表）。

図4 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（複数回答）



「制度あり」と回答している事業所において、導入割合の多い措置の最長利用可能期間の状況をみると、「短時間勤務制度」については、「3歳未満」が最も高く48.8%（令和4年度55.8%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が14.1%（同13.9%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は45.4%（同40.0%）となっている。

「所定外労働の制限」については、「3歳未満」が最も高く45.5%（令和4年度51.4%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が24.8%（同24.9%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は46.2%（同41.6%）となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳未満」が最も高く34.3%（令和4年度42.7%）、次いで「小学校卒業以降も利用可能」が29.2%（同23.9%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は59.6%（同52.2%）となっている（表8, 附属統計表第11表）。

表8 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無
及び最長利用可能期間別事業所割合

(%)

		事業 所計	制度 あり	最長利用可能期間						制度 無し	不明	
				3 歳未 満	3 歳～ 小学校 就学前 の一定 の年齢 まで	小学校 就学の 始期に 達する まで	小学校 入学～ 小学校 3 年生 (又は 9 歳) まで	小学校 4 年生 ～小学 校卒業 (又は 12 歳) まで	小学校 卒業以 降も利 用可能			【再 掲】 「小学 校就学 の始期 に達す るま で」以 上 ③～⑥
				①	②	③	④	⑤	⑥	③～⑥		
短時間勤 務制度	令和 3 年度	100.0	68.9 (100.0)	(53.6)	(4.5)	(16.1)	(11.2)	(8.2)	(6.4)	(41.9)	31.1	-
	令和 4 年度	100.0	71.6 (100.0)	(55.8)	(4.3)	(13.9)	(10.1)	(9.0)	(7.0)	(40.0)	28.2	0.2
	令和 5 年度	100.0	61.0 (100.0)	(48.8)	(5.8)	(14.1)	(11.2)	(10.9)	(9.1)	(45.4)	38.9	0.1
所定外労 働の制限	令和 3 年度	100.0	62.7 (100.0)	(47.4)	(8.1)	(27.3)	(5.8)	(4.7)	(6.8)	(44.6)	37.3	-
	令和 4 年度	100.0	67.1 (100.0)	(51.4)	(7.0)	(24.9)	(5.2)	(4.9)	(6.6)	(41.6)	32.7	0.2
	令和 5 年度	100.0	55.4 (100.0)	(45.5)	(8.3)	(24.8)	(5.9)	(5.6)	(9.8)	(46.2)	44.5	0.1
育児の場 合に利用 できるフ レックス タイム 制度	令和 3 年度	100.0	17.8 (100.0)	(35.6)	(5.8)	(13.2)	(4.4)	(5.7)	(35.3)	(58.6)	82.2	-
	令和 4 年度	100.0	15.2 (100.0)	(30.8)	(2.7)	(11.9)	(3.7)	(2.6)	(48.3)	(66.5)	84.6	0.2
	令和 5 年度	100.0	16.2 (100.0)	(23.7)	(6.9)	(7.2)	(5.2)	(6.4)	(50.5)	(69.4)	83.7	0.1
始業・終 業時刻の 繰上げ・ 繰下げ	令和 3 年度	100.0	39.5 (100.0)	(44.7)	(5.7)	(15.6)	(7.1)	(7.5)	(19.3)	(49.6)	60.5	-
	令和 4 年度	100.0	41.5 (100.0)	(42.7)	(5.1)	(13.8)	(8.1)	(6.4)	(23.9)	(52.2)	58.3	0.2
	令和 5 年度	100.0	36.8 (100.0)	(34.3)	(6.2)	(13.1)	(8.3)	(9.0)	(29.2)	(59.6)	63.0	0.1
事業所内 保育施設	令和 3 年度	100.0	5.0 (100.0)	(43.5)	(14.3)	(26.8)	(1.2)	(2.5)	(11.8)	(42.2)	95.0	-
	令和 4 年度	100.0	4.0 (100.0)	(49.2)	(9.4)	(24.4)	(3.3)	(6.0)	(7.6)	(41.3)	95.8	0.2
	令和 5 年度	100.0	4.1 (100.0)	(39.9)	(23.9)	(23.8)	(3.6)	(6.3)	(2.5)	(36.2)	95.8	0.1
育児に要 する経費 の 援助措置	令和 3 年度	100.0	6.8 (100.0)	(30.9)	(15.9)	(20.8)	(7.2)	(11.1)	(14.2)	(53.2)	93.2	-
	令和 4 年度	100.0	7.0 (100.0)	(29.3)	(8.6)	(9.9)	(18.3)	(8.3)	(25.6)	(62.1)	92.8	0.2
	令和 5 年度	100.0	7.5 (100.0)	(27.2)	(13.0)	(13.4)	(18.3)	(12.2)	(15.8)	(59.7)	92.3	0.1
育児休業 に準ずる 措置	令和 3 年度	100.0	18.0 (100.0)	(65.9)	(6.3)	(11.7)	(3.6)	(3.8)	(9.0)	(27.8)	82.0	-
	令和 4 年度	100.0	28.4 (100.0)	(73.4)	(4.8)	(7.7)	(3.0)	(2.5)	(8.6)	(21.8)	71.4	0.2
	令和 5 年度	100.0	24.2 (100.0)	(68.4)	(8.1)	(7.6)	(2.6)	(4.5)	(8.7)	(23.5)	75.6	0.1
テレワー ク(在宅勤 務等)	令和 3 年度	100.0	11.8 (100.0)	(16.3)	(2.6)	(7.6)	(2.3)	(3.8)	(67.3)	(81.1)	88.2	-
	令和 4 年度	100.0	11.5 (100.0)	(12.5)	(0.3)	(4.6)	(3.2)	(3.5)	(75.8)	(87.1)	88.3	0.2
	令和 5 年度	100.0	14.5 (100.0)	(15.2)	(4.5)	(2.5)	(1.8)	(3.0)	(73.0)	(80.2)	85.4	0.1

ウ 育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い

育児のための「短時間勤務制度」を導入している事業所において、短時間勤務により短縮した時間分の賃金の取扱いについては「無給」が 79.4%（令和 3 年度 78.8%）で最も多く、「一部有給」が 11.4%（同 10.4%）、「有給」が 9.1%（同 10.7%）となっている（表 9、付属統計表第 12 表）。

表 9 育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い別事業所割合（%）

	短時間勤務制度がある事業所計	有給	一部有給	無給
令和元年度	100.0	11.8	11.1	77.2
令和3年度	100.0	10.7	10.4	78.8
令和5年度	100.0	9.1	11.4	79.4

Ⅱ 多様な正社員制度に関する事項

1 多様な正社員制度の実施状況

多様な正社員制度の実施状況は、「勤務できる（制度が就業規則等で明文化されている）」が 23.5%（令和 4 年度 24.1%）となっている。制度ごとの状況（複数回答）をみると、「短時間正社員」が 17.0%（同 16.8%）、「勤務地限定正社員」が 14.6%（同 15.4%）、「職種・職務限定正社員」が 12.1%（同 12.4%）となっている（表 10、付属統計表第 13 表）。

表 10 多様な正社員制度の規定の実施状況別事業所割合（%）

	事業所計	勤務できる （制度が就業規則等で 明文化されている）	実施状況（複数回答）			制度が就業規則等で明文化されていない
			短時間正社員	勤務地限定正社員	職種・職務限定正社員	
令和4年度	100.0	24.1 (100.0)	16.8 (69.7)	15.4 (63.8)	12.4 (51.4)	75.9
令和5年度	100.0	23.5 (100.0)	17.0 (72.1)	14.6 (62.1)	12.1 (51.6)	76.5

2 多様な正社員制度の利用状況

(1) 多様な正社員制度の利用状況別事業所割合

多様な正社員として勤務できる（制度が就業規則等で明文化されている）事業所において、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間に制度を利用した者がいた事業所割合は、「短時間正社員」が34.8%（令和4年度32.6%）、「勤務地限定正社員」が48.6%（同44.8%）、「職種・職務限定正社員」が38.6%（同38.6%）、となっている（表11、付属統計表第15表）。

表 11 多様な正社員制度の利用状況別事業所割合（複数回答） (%)

		勤務できる(制度が就業規則等で明文化されている)事業所計	利用者あり	利用状況（複数回答）			利用者なし	不明
				男女とも利用者あり	女性のみ利用者あり	男性のみ利用者あり		
短時間正社員制度	令和4年度	100.0	32.6 (100.0)	5.6 (17.2)	23.7 (72.9)	3.2 (9.9)	67.4	-
	令和5年度	100.0	34.8 (100.0)	3.6 (10.4)	27.7 (79.7)	3.4 (9.9)	65.2	0.0
勤務地限定正社員	令和4年度	100.0	44.8 (100.0)	17.9 (39.9)	21.3 (47.6)	5.6 (12.5)	55.2	0.0
	令和5年度	100.0	48.6 (100.0)	22.9 (47.1)	17.9 (36.8)	7.8 (16.0)	51.4	-
職種・職務限定正社員	令和4年度	100.0	38.6 (100.0)	15.3 (39.6)	17.8 (46.1)	5.5 (14.3)	61.4	0.0
	令和5年度	100.0	38.6 (100.0)	18.0 (46.8)	13.8 (35.8)	6.7 (17.5)	61.4	-

注：「利用者」は、多様な正社員制度の各種制度がある（制度が就業規則等で明文化されている）事業所において、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間に制度を利用した者をいう。

(2) 多様な正社員制度の利用者割合

多様な正社員として勤務できる（制度が就業規則等で明文化されている）事業所において、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間に制度を利用した者の割合は、「短時間正社員」が3.2%（令和4年度3.4%）、「勤務地限定正社員」が15.4%（同11.6%）、「職種・職務限定正社員」が16.0%（同13.9%）となっている（表12、付属統計表第18表）。

表 12 多様な正社員制度の利用者割合 (%)

		男女計		女性		男性	
		常用労働者計	利用者	女性常用労働者計	利用者	男性常用労働者計	利用者
短時間正社員	令和 4 年度	100.0	3.4 (100.0)	100.0	5.1 (78.1)	100.0	1.5 (21.9)
	令和 5 年度	100.0	3.2 (100.0)	100.0	5.3 (81.6)	100.0	1.2 (18.4)
勤務地限定 正社員	令和 4 年度	100.0	11.6 (100.0)	100.0	12.8 (53.3)	100.0	10.4 (46.7)
	令和 5 年度	100.0	15.4 (100.0)	100.0	16.2 (52.2)	100.0	14.6 (47.8)
職種・職務 限定正社員	令和 4 年度	100.0	13.9 (100.0)	100.0	16.1 (55.3)	100.0	11.9 (44.7)
	令和 5 年度	100.0	16.0 (100.0)	100.0	16.1 (50.3)	100.0	15.9 (49.7)

注 1：多様な正社員として勤務できる（制度が就業規則等で明文化されている）事業所の常用労働者を 100 として集計した。
注 2：「利用者」は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者をいう。